



女性活躍推進法について

平成28年4月1日より、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間企業の責務などを定めた、「女性活躍推進法」が新たに施行されます。今回のあおぞらレターでは「女性活躍推進法」により企業が実施すべきこと、また本法律の施行に基づく「女性活躍加速化助成金」の内容についてお伝えします。

女性活躍推進法の概要

- 女性活躍推進法では、**301人以上の従業員がいる企業**に対し、平成28年4月1日までに下記のステップ1～4の実施が必要です。

【ステップ1】自社の女性活躍状況についての状況把握・課題分析：次の4項目が定められています

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

【ステップ2】法律に基づく行動計画の策定：2～5年の計画で、数値目標が1つ以上必要



行動計画の社内周知：掲示、メール送付、イントラ活用などで社内周知が必要

行動計画の公表：自社のHPなどを活用し、行動計画を届出前に公表の必要あり

【ステップ3】行動計画の届出・行動計画等を都道府県労働局への届出

※次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との一体書式での届出が可能

【ステップ4】自社の女性活躍に関する情報公表

※定められた項目から、1つ以上の情報を自社のHPなどで公表する必要あり



- 女性活躍推進法について詳しくは、下記 URL (パンフレット) をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/280108sakutei.pdf>

女性活躍加速化助成金とは

- 上記の女性活躍推進法に基づき、計画の目標を達成した場合、企業規模・内容に応じ助成金が受けられます。ただし、いずれも平成28年4月1日までに届出が必要です。

- 「取組目標」を達成した場合⇒30万円
(女性活躍推進法の義務対象でない中小企業のみ受けられる)
- 「数値目標」を達成し、達成したことを公表した場合⇒30万円
(大企業・中小企業にかかわらず受けられる)

※中小企業については、計60万円の受給が可能です。
※支給申請は数値目標達成の翌日から2ヶ月以内です。
※取り組み目標には一定の要件があります。
※公表に関しては、計画・目標達成について、いずれも「ポジティブ・アクション応援サイト」で行うことが求められます。
<http://www.positiveaction.jp/pa/>

行動計画例

(株)A社 行動計画

1. 計画期間

平成27年XX月XX日～平成30年XX月XX日

2. 数値目標と取組目標

<数値目標>

- ・技術職の女性を現員(2人)から5人以上、採用者の女性比率を30%以上にする
- ・女性の離職率を30%以下にする

<取組目標>

- 平成XX年XX月～女子学生にターゲットを絞った採用パンフレットを作成する
- 平成XX年XX月～女子学生を対象とした職場見学会を開催する
- 平成XX年XX月～社内男女別のシャワー室を整備する

出所:厚生労働省/平成27年度 女性活躍加速化助成金のご案内

- 女性活躍加速化助成金について詳しくは、下記 URL (チラシ) をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/joseikin-kasokua.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277